

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>日銀の異次元の金融緩和によって株価が上昇し、大企業の内部留保はふえましたが、労働者の実質賃金は 17 カ月連続で後退し、消費支出も減少し続けています。雇用も、不安定な非正規労働者が 2,000 万人を超えました。雇用の流動化が推し進められ、非正規労働者が全労働者の 4 割に達し、労働者の 4 人に 1 人が年収 200 万円以下のワーキングプアになっています。低賃金で不安定な仕事にしか就労できず、自立も出産もできない人がふえ、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子供たちの成長、発達を阻害するという貧困の連鎖も社会問題化しています。</p> <p>新潟県の最低賃金は時給 715 円、毎日フルタイムで働いても月 10 万円前後の手取りにしかありません。これでは健康で文化的な最低限の生活はできません。しかも、新潟県の最低賃金は、関東甲信越だけでなく北陸地方を含めても最低額です。新潟と東京の地域間の最賃格差は、いまや 173 円に拡大しています。こうした事態を放置して新潟県から労働者の流出をとめ、地域経済を再生させることはできません。</p> <p>また、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の面から見ても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減、賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 27 年 6 月 18 日 文教経済常任委員会
受 理	平成 27 年 6 月 10 日 第 1 3 8 号

最低賃金法第 3 条には、最低賃金の原則として労働者の生計費と同時に類似の労働者の賃金や支払い能力が併記されています。

大企業の経済活動に大きく左右される、雇用者 1 人当たりの雇用者報酬、1 就業者当たり年間販売額、1 就業者当たり年間事業収入額などが地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これらを盾に、劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。それらが生計費原則を無視した地場賃金を低く抑え、地域間の賃金格差を固定、拡大しているのです。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。そして最低賃金法第 9 条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。